資料８

県職員を対象にした勤務制度の新たな取組

長野県

夏の生活スタイル変革（朝型勤務と定時退庁）	実施時期	H27.7.13～27.8.21
内　　容	●朝型勤務：勤務開始時刻及び勤務終了時刻をそれぞれ１時間早め、定時退庁する。（原則７：３０～１６：１５） ●対象者：知事部局、教育委員会、企業局のすべての職員 ※実施困難者（交替制勤務者、育児・介護、通勤などで支障がある者等）を除く。 ●目標：１日に所属の半数以上の職員が実施、１人につき３週間以上の実施	
実施状況	＜実施者数＞：4,941 人中 4,253 人が実施（86.1%） １日当たり 31.0%の職員が取組 ＜実施者の定時退庁率＞：　約９割 ＜期間中の時間外勤務＞：　大幅減　　前年比 76.5%（7、8月）	
職員の声	・家族と有意義に過ごす時間が増えた。 ・朝の涼しく静かな時間を活用して仕事に集中できた。 ・朝型だけでなく遅く出勤できるような弾力的な運用を含め、継続的な取組としてはどうか。	

職員の希望に基づく時差勤務	実施時期	H27.10.1～
内　　容	●時差出勤を希望する職員は、次の４区分から勤務形態を選択できる。 理由は問わない。（※通常の勤務時間　８：３０～１７：１５） Ａ勤務：７：３０～１６：１５　　Ｂ勤務：８：００～１６：４５ Ｘ勤務：９：００～１７：４５　　Ｙ勤務：９：３０～１８：１５ ●実施方法：事前に所属長に申請する。 所属長は、公務の運営に支障が生じない限り認める。 ●対象者：知事部局、教育委員会事務局、企業局等のすべての常勤職員 （交替制勤務者を除く。）	
実施状況	（H27.10 月～12 月の状況） 実施職員数:955 人(全職員の 19%）（うち単身赴任者の実施率　約 32%） 実施区分：早出 76%、遅出 24%（本庁は半々、現地は 80%が早出）	
職員の声	・通勤ラッシュを避けることができ、気持ちにゆとりができた。 ・朝子どもの世話ができ、母親の負担軽減や育児への意識向上につながった。 ・単身赴任者にとって有意義（金帰月来に活用）	

テレワーク（試行）	試行時期	H27.8.3～H28.3.31
内　　容	●ＩＣＴを活用して「しごと改革」（業務の生産性向上、仕事の仕方の最適化）を推進する「スマート県庁構築事業」の一環。 ●テレワークの内容：「サテライトオフィス勤務」と「在宅勤務」 ●対象職員：臨時職員等を除く知事部局の一般職の職員 ◎サテライトオフィス勤務　　佐久、松本、長野の各合庁及び県庁で実施 ◎在宅勤務　　職員の自宅で実施	
実施状況	＜実施者数＞　　（　　）内は延回数　　（時間単位の勤務も認めている） サテライト　佐久 21（45）　松本 16（64）　長野 16（40）　県庁２（2） 在宅勤務　　21（46）　　（H27.12 月末現在）	
職員の声	・通勤時間が削減でき、家族や育児のための時間をとることができる。 ・出張や当該合庁との打合せと組み合わせると効率的な業務遂行が可能。 ・予めパソコンで行える業務を集約し、事前に資料を電子化すれば効率的	